

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）

永 田 憲 史

目 次

- 1 いじめ防止対策推進法の重大事態とガイドライン
- 2 「はじめに」
- 3 「第1 学校の設置者及び学校の基本的姿勢」（以上70巻6号）
- 4 「第2 重大事態を把握する端緒」
- 5 「第3 重大事態の発生報告」（以上71巻2号）
- 6 「第4 調査組織の設置」（71巻3号）
- 7 「第5 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等」
 - 第1項～第6項④（71巻4号）
 - 第6項⑤～第13項（71巻5号）
- 8 「第6 調査の実施」
 - 第1項～第8項（71巻6号）
 - 第9項～第12項（72巻1号）
- 9 「第7 調査結果の説明・公表」
 - 第1項～第4項（72巻2号）
 - 第5項～第10項（72巻3号）
- 10 「第8 個人情報の保護」
- 11 「第9 調査結果を踏まえた対応」（以上72巻4号）
- 12 「第10 地方公共団体の長等による再調査」（本号）

12 「第10 地方公共団体の長等による再調査」

第10の各項は、地方公共団体の長等による調査結果の調査（再調査）について説く。いずれも、法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項が定める地方公共団体の長等による調査結果についての調査（再調査）について具体化するものである。

〔第1項〕

（再調査を行う必要があると考えられる場合）

○ 例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。

- ①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

※⁽⁷⁷⁾ただし、上記①～④の場合に、学校の設置者又は学校による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うことも考えられる。

本項は、第7第1項、第2項及び同項と同一文言である第10第2項の内容と関連している。

◇再調査

法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項は、法28条1項が求める調査（以下、「原調査」と記述する）の報告を受けた地方公共団体の長等が「当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは……調査の結果について調査を行うことができる」として調査結果についての調査（再調査）ができることを定めている。

◇再調査の主体

再調査をなす主体は、重大事態の発生報告（法29条1項、30条1項、30

条の2、31条1項、32条1項、5項。第3第1項の解説参照)、調査結果及びその後の対応方針の報告及び説明(第7第1項)を行う対象と学校の設置主体ごとに同一である。

すなわち、国立大学附属学校の場合は文部科学大臣(法29条2項)、公立学校の場合は当該地方公共団体の長(法30条2項)、公立大学附属学校の場合は当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長(法30条の2)、学校法人¹⁾が設置する学校の場合は当該学校を所轄する都道府県知事(法31条2項)、学校設置会社²⁾及び学校設置非営利法人³⁾が設置する学校の場合は認定(構造改革特別区域法⁴⁾12条1項⁵⁾)を受けた地方公共団体の長(法32条2項、5項)で

- 1) 私立学校法(昭和24年法律第270号)3条に規定する学校法人を言う(法31条1項)。
- 2) 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)12条2項に規定する学校設置会社を言う(法32条1項)。
- 3) 構造改革特別区域法13条2項に規定する学校設置非営利法人を言う(法32条5項)。
- 4) 平成14年法律第189号。
- 5) 「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第2号において同じ。)が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第2条第1項中「及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人(以下『学校法人』という。)」とあるのは「、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人(以下『学校法人』という。)及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社(次項、第4条第1項第3号、第95条及び附則第6条において『学校設置会社』という。)」と、同条第2項中『学校法人』とあるのは『学校法人又は学校設置会社』と、同法第4条第1項第3号中『都道府県知事』とあるのは『都道府県知事(学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条(第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。))及び第54条第3項(第70条第1項において準用する場合を含む。))において同じ。)」と、同法第95条(同法第123条において準用する場合を含む。)中「諮問しなければならぬ」とあるのは『諮問しなければならぬ。』

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）
ある。

基本方針第2 4(2) i) 第1段落⁶⁾もこのことを注意的に規定している。

◇再調査実施の判断

本項は、4つの場合を例示して、それらの場合には学校の設置者等による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等が再調査の実施について検討することを求める。再調査を行う必要があると考えられる場合として例示されているのは、①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合、②事前に被害児童生徒等と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合、③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合、④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合である。

法は、再調査について、「行うことができる」（法29条2項、30条2項、30条の2、31条2項、32条2項、5項）とするのみであって、どのような場合に再調査を行う必要があるのかについて定めていない。本項は、再調査を行う必要があると考えられる場合として、4つの場合を例示する。もっとも、その規定は、「行う必要がある場合」ではなく、「行う必要があると考えられる場合」とされており、法が「行うことができる」としていることと相まって、地方公共団体の長等が再調査の実施の判断に裁量を有することが示されている。

これに対して、「首長に対して再調査を求める意見を表明することができる」と述べた上で、「被害者側の意向によって、そのすべてが事実上、無に帰して

↘学校設置会社の設置する大学について第4条第1項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第13条第1項の規定による命令を行う場合も、同様とする』と、同法附則第6条中『学校法人』とあるのは『学校法人又は学校設置会社』とする。』

6) 「上記②の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長、都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。」

しまう」と主張する論者もいる⁷⁾。もっとも、法も、本項も、被害児童生徒等が求めた場合に再調査を必ず行うこととしているわけではない⁸⁾。実際、地方公共団体の長が再調査を実施するか否かを判断するから、被害児童生徒等が再調査を求めた場合であっても、必ずしも再調査が実施されているわけでもない。また、再調査は「調査結果について」の調査であるから、原調査の結果について、「そのすべてが事実上、無に帰してしまう」というわけではなく、原調査の判断が維持されることもありうる。

一般に、被害児童生徒等が原調査の結果に納得しておらず、再調査を求める場合には、原調査に何らかの問題が存在している可能性が高いであろう⁹⁾。にもかかわらず、地方公共団体の長等が再調査を行わないとした場合にその判断の是非を問う手続は用意されていない。それゆえ、むしろ、問題とすべきは、本来であれば再調査が実施されなければならないような場面で再調査が実施されていないことである。

それだけに、地方公共団体の長等は、再調査を実施するか否かの判断に当たって、適切にその裁量を行使することが求められる。究極的には、児童の権利に関する条約¹⁰⁾ 3条1¹¹⁾が求める子どもの最善の利益に適うかという観点から、再調査の要否を判断する必要がある¹²⁾。

◇再調査を行う必要があると考えられる場合①

本項①は、再調査を行う必要があると考えられる場合の例示として、「調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合」を挙げ

7) 坂田①159頁。

8) 加害児童生徒等が再調査を求めた場合も同様である。

9) 横山35頁は、何らかの問題が存在しているはずと断言する。

10) 平成6年条約第2号。

11) 「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」

12) 加藤72頁。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）
ている。

ここで、「調査等」とは、原調査以外の調査等を言い、被害児童生徒等が独自に調べることを想定している。

「調査時」とは、原調査のときを言う。

「新しい」とは、原調査において確認されていなかったことを言う。

「重要な」とは、調査の目的・目標（第5第6項①の解説参照）及び調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）（第5第6項④の解説参照）等に照らして、原調査で確認された(a)いじめの調査、(b)学校の対応の検討、(c)学校の設置者（教育委員会等）の対応の検討、(d)当該いじめの再発防止、被害児童生徒等の回復等のための方策の検討、(e)同種の事態の発生防止のための方策の検討（第5第6項①の解説参照）等について、相応の変更を生じさせうる状況を言う。

「新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合」とは、新しい重要な事実が判明したことにより、原調査が十分な調査を尽くしていないことが明らかとなった場合を言う。

本項④は、原調査後に新しい重要な事実が判明した又はその判明に伴い結果として調査不十分となった場合である。

例えば、公表された原調査の結果を知った目撃者から、原調査において確認されていなかった重大ないじめが存在した情報もたらされた場合が考えられる。

新しい重要な事実の判明により、原調査において存在しないとされていたいじめ行為や学校の不適切な対応が明らかとなったり、原調査において判断できないとされていたいじめと自殺との因果関係が認められるようになるところもある。これに伴って、事実関係の明確化が図られるのみならず、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止のための方策を変更する必要性が生じうる。

このような場合、結果として調査不十分になったと言わざるを得ないから、再調査により、新たな情報を吟味し、調査を尽くす必要がある。

◇再調査を行う必要があると考えられる場合②

本項②は、再調査を行う必要があると考えられる場合の例示として、「事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合」を挙げている。

第5第6項④は、調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）について、「予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するののかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。」とする。

ここで、「事前に」とは、原調査の調査開始前を言う。

「被害児童生徒・保護者と確認した」とは、調査組織が被害児童生徒等に説明を行い、協議し、合意に至ったこと（第5第6項④の解説参照）を言う。

本項②は、調査不尽くであった場合である。

事前に被害児童生徒等と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合、再調査により、調査を尽くす必要がある。

本項②は、事前に確認した調査事項について十分な調査が尽くされていない場合のみを規定しているが、そもそも、第5第6項④の規定に反して、調査事項等について被害児童生徒等に説明しなかったり、被害児童生徒等との協議に応じずに調査を求める事項について合理的な理由なく拒絶したりする場合には、なおさら調査が尽くされないこととなるから、再調査により調査を尽くす必要性がより大きい。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）

◇再調査を行う必要があると考えられる場合③

本項③は、再調査を行う必要があると考えられる場合の例示として、「学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合」を挙げている。

「学校の設置者及び学校の対応」とは、いじめ又は重大事態の発生の前後を問わず、学校の設置者等の対応全てを言う。

本項③も、調査不尽の場合である。

原調査においては、(a)いじめの調査のみならず、(b)学校の対応の検討及び(c)学校の設置者（教育委員会等）の対応の検討も行われなければならないから、(b)又は(c)が不十分な場合も、調査不尽となる。

これらが調査不尽のままでは、法28条1項が目指す重大事態への対処はもちろん、当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図ることもできなくなってしまう。

それゆえ、学校の設置者等の対応について十分な調査が尽くされていない場合も、再調査により、調査を尽くす必要がある。

◇再調査を行う必要があると考えられる場合④

本項④は、再調査を行う必要があると考えられる場合の例示として、「調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合」を挙げている。

「公平性・中立性について疑義がある」とは、公平性・中立性を欠いた可能性がある場合のみならず、公平性・中立性を欠いた場合を含む。原調査の正当性が毀損されていればいるほど再調査を実施する必要性が大きいところ、公平性・中立性を欠いたことが明らかな場合には再調査の必要がなく、公平性・中立性を欠いた可能性がある場合にのみ再調査が必要とされるのでは、均衡を失うためである。

本項④は調査の正当性に問題が生じた場合である。

第4第1項は、「調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、

精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。」と規定する。

第5第6項②は、調査主体（組織の構成、人選）として、「被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。必要に応じて、職能団体からも、専門性と公平・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらうこと。説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。」とする。

原調査の調査組織の委員に公平性・中立性が欠けたり、欠けた疑いがあったりした場合、原調査それ自体の正当性が傷付けられたり、認められなくなってしまったりする。また、利害関係者の利益を慮るなどして、本来なすべき調査が実施されず、調査不済になることにつながる。これでは、法28条1項が目指す重大事態への対処も、当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図ることもできなくなってしまう。

それゆえ、調査委員の人選に公平性・中立性が欠けたか、欠けた疑いがある場合も、再調査により、調査を尽くす必要がある。

このほか、調査委員に専門性が欠けたか、欠けた疑いがある場合も、公平性・中立性についてと同様に、調査それ自体の正当性を欠くこととなってしまうことから、再調査により、調査を尽くす必要がある。

◇再調査を行う必要があると考えられる場合⑤

以上のほか、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、調査手続に軽微とは言えない瑕疵がある場合が考えられる。

例えば、基本方針又はガイドラインが定める手続を無視して調査を行った場

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）
合が考えられる。

川口市教育委員会のように¹³⁾、学校の設置者等が調査組織を設置したことから、被害児童生徒等に伝えず、ひた隠しにする例がある（第5第6項柱書の解説参照）。

宇部市立中学校において発生した重大事態においては、学校の設置者である宇部市教育委員会も第三者委員会もガイドラインの存在を知らなかったために、原調査開始前に説明事項の説明を行わずに調査を開始し、再調査に至った¹⁴⁾。

第三者委員会が説明事項の説明を実施せずに調査に着手しようとしたため、被害児童生徒等からガイドラインの存在を指摘されてその遵守を求められたにもかかわらず、第三者委員会がこれを拒否した例もある¹⁵⁾。

調査組織が被害児童生徒等から聴き取り（第6第4項の解説参照）を行わない例もある。

調査組織が被害児童生徒等に対して途中経過の報告（第6第8項の解説参照）を行わない例もある。

調査対象者に対して強権的・圧迫的な調査がなされ、いじめ行為の「目撃者潰し」とも言うべき聴き取りが行われた例もある¹⁶⁾。

このように、調査手続に重大な瑕疵がある場合、原調査の調査組織の委員に公平性・中立性が欠けたり、欠けた疑いがあったりした場合と同様に、原調査それ自体の正当性が傷付けられたり、認められなくなってしまったりする。また、本来なすべき調査が実施されず、調査不尽となることがほぼ確実となる。これでは、法28条1項が目指す重大事態への対処も、当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図ることもできなくなってしまう。

それゆえ、調査手続に軽微とは言えない瑕疵がある場合、再調査により、調査を尽くす必要がある。

13) 永田①197頁。

14) 永田④181-184頁。

15) 永田④195頁。

16) 臨床心理士の委員等がいじめがなかったと誘導する質問を繰り返した例を紹介するものとして、阿部110-114頁。

◇再調査を行う必要があると考えられる場合⑥

このほか、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事案の発生の防止のための方策が十分に示されていない場合が考えられる。

法28条1項は、重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事案の発生の防止に資するために調査を行うこととしている。

それゆえ、原調査において、いじめの調査及び学校の設置者等の対応の分析に終始し、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事案の発生の防止のための方策が示されていなかったり、それらの方策が示されていても抽象的であったりする場合には、十分な調査が尽くされたとは言えない。

そもそも、それらの方策が適切に示されない場合、いじめの調査又は学校の設置者等の対応の分析が表層的に過ぎず、十分でなく、既にそれらの点で調査が尽くされていないことが多分に疑われる。仮にそれらの調査及び分析が十分であるにもかかわらず、上記の方策が適切に示されていないのであれば、調査組織の委員に専門性がないことが強く疑われる。

それゆえ、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事案の発生の防止のための方策が十分に示されていない場合、再調査により、実効性のある具体的なそれらの方策を示すことで調査を尽くす必要がある。

◇再調査の要否の判断のためのチェックリスト

調査において、(a)事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できるか、(b)当該報告に係る重大事態への対処や同種事態の再発防止に資する内容となっているかどうかという2つの柱から、再調査の要否の判断を検討するためのチェックリストが提案されており¹⁷⁾、参考になる。

17) 加藤66-72頁は、再調査の要否の判断を検討し、同73頁でチェックリストを提案している。

<p>I 事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できるか。</p>
<p>(1) 調査手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 重大事態としての認定する時期、認定方法が適切であったか。 <input type="checkbox"/> 重大事態であることが学校の設置者に適時に報告されているか。 <input type="checkbox"/> 調査の主体が適切であったか。 <input type="checkbox"/> 調査を行うための組織が適切であったか。 <input type="checkbox"/> 調査において、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの客観的事実関係が可能な限り網羅的に調査されているか。 <input type="checkbox"/> 調査の過程でいじめを受けた児童生徒および保護者に対する情報を適切に提供されているか。
<p>(2) 調査結果の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 客観的にこれ以上の調査の必要性があるか。 <input type="checkbox"/> 認定された事実は、被害児童生徒・加害児童生徒の間で食い違いがあるものであったか。 <input type="checkbox"/> 調査を行わなかった相当な合理的理由がないにもかかわらず調査を行っていない範囲はないか。仮にその範囲の調査を行った場合、新たないじめの事実が発覚する可能性は低いといえるか。
<p>(3) 子どもの利益の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 再調査を行うことが被害児童生徒の最善の利益に適うものといえるか。 <input type="checkbox"/> 再調査を求める児童生徒及びその保護者の要望がある場合で、その要望が合理的なものと認められるか。
<p>II 当該報告に係る重大事態への対処や同種事態の再発防止に資する内容となっているかどうか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 調査結果の中に当該いじめへの対処が報告されており、その内容が教育的観点から妥当なものといえるか。 <input type="checkbox"/> 当該重大事態が生じた背景事情の分析がされ、そのことからの教訓が導かれているか。 <input type="checkbox"/> 同種事態の再発防止策が立てられているか。

◇再調査の要否の判断

第7第2項及び同一文言である第10第2項は、「調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。」と規定する。

基本方針第2 4(1)ii)②第2段落¹⁸⁾もほぼ同内容を定めている。

地方公共団体の長等が再調査を行う必要があるか検討するに当たっては、原調査の調査結果をとりまとめた報告書のみならず、被害児童生徒等による所見書をその判断資料としなければならない。なぜなら、被害児童生徒等による所見書の提出は、被害児童生徒等の意見表明の機会を保障することになるだけでなく、調査結果をとりまとめた報告書のみでは把握し難い再調査を行う必要性について地方公共団体の長等が把握し、再調査の要否を適切に判断することにつながるからである（第7第2項の解説参照）。

再調査の要否の適切な判断のため、被害児童生徒等が希望する場合には、被害児童生徒等と面談して、その主張や要望を直接聴き取るべきである（第7第2項の解説参照）。

被害児童生徒等によって所見書が提出される場合、調査及び調査結果の問題点が指摘され、再調査が求められるのが通例である。地方公共団体の長等は、再調査の要否について検討し、その必要がある場合には、再調査を実施すべきである。

◇再調査の調査組織

再調査の調査組織について、国立大学附属学校及び公立大学附属学校については何ら規定されていない（法29条2項、30条の2参照）。

一方、公立学校の場合、当該地方公共団体の長が「附属機関を設けて調査を

18) 「上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）
行う等の方法によ」とされている（法30条2項）。

学校法人が設置する学校の場合、当該学校を所轄する都道府県知事が「附属機関を設けて調査を行う等の方法によ」とされている（法31条1項）。

学校設置会社が設置する学校及び学校設置非営利法人が設置する学校の場合、認定地方公共団体の長が「附属機関を設けて調査を行う等の方法によ」とされている（法32条2項、5項）。

基本方針第2 4(2)i)第2段落¹⁹⁾は、「附属機関を設けて調査を行う等の方法」とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであると説明する。

地方自治法138条の4第3項²⁰⁾本文は、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として……調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と規定する。

公立学校について、附属機関を設けて再調査を行うためには、地方公共団体が再調査を実施する附属機関の設置に係る条例を制定しなければならない。

通例、条例制定のためには、相応の時間を要する。原調査の結果がまとめられた段階でかかる条例が制定されていなければ、地方公共団体の長が再調査を実施しようとしても、再調査を実施することができない。そのため、基本方針第2 4(2)i)第4段落²¹⁾は、予め再調査のための附属機関を設けておく必要

19) 「法第30条第2項及び第31条第2項で規定する『附属機関を設けて調査を行う等の方法』とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、『等』としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。」

20) 「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。」

21) 「また、附属機関を置く場合、重大事態の発生の都度、条例により機関を設置することは、迅速性という観点から必ずしも十分な対応ができないおそれがあるため、あらかじめ法にいう重大事態に対応するための附属機関を設けておくことも考え

性を示している。地方公共団体としては、重大事態の発生報告を受けた段階で、将来的に再調査を実施する可能性が具体的に生じることとなるから、再調査を実施する附属機関の設置に係る条例が制定されていなければ、制定に着手しなければならない。そして、遅くとも、原調査の結果がまとめられるまでには、条例を制定しておかなければならない²²⁾。

基本方針第2 4(2) i) 第2段落は、「法第30条第2項及び第31条第2項で規定する『附属機関を設けて調査を行う等の方法』とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、『等』としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。」とする。学校設置会社が設置する学校及び学校設置非営利法人が設置する学校の場合についての法30条2項、31条2項が規定する「附属機関を設けて調査を行う等の方法」についても、同様に解される。

再調査を実施する調査組織にも、原調査と同様に公平性・中立性が求められる(第10第3項の解説参照)。調査組織に公平性・中立性が窺われないようでは、被害児童生徒等や加害児童生徒等をはじめとする関係者と信頼関係を構築できず、十全な調査をなしえないばかりか、その調査結果にも説得力がなくなってしまうかねないのは原調査と変わりが無いからである(第4第1項の解説参照)。

基本方針第2 4(2) i) 第3段落も、「これらの附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めることが求められ

られる。」

22) 地方公共団体の長の専決処分により、再調査のための調査組織を設置することも可能な場合がある。小西218頁。しかし、条例により設置することが望ましい。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）
る。」とする。

◇原調査の調査組織の流用の可否

本項※印は、但書として、上記①～④の場合に、学校の設置者等による重大事態の調査（当初の調査）の主体において、追加調査や構成員を変更した上で
の調査を行うことも考えられるとする。

本項①のように、原調査後に新しい重要な事実が判明した又はその判明に伴い
結果として調査不尽となった場合には、原調査を行った調査組織が追加調査
を行うことで、迅速に調査を尽くすことが可能となることも少なくないだろう。

一方、本項②及び③並びに上記⑥のように、調査不尽であった場合には、原
調査を行った調査組織に十分な調査を尽くす能力や専門性が欠けている可能性
が高く、原調査を行った調査組織が追加調査を行っても、調査を十分に尽くす
ことが困難であると思われる。

また、本項④のように、調査の正当性に問題が生じている場合には、公平
性・中立性を欠く又は欠くと疑われる委員が原調査に従事したことによって、
原調査が汚染されてしまっている。そのため、たとえ当該委員を別の者に入れ
替えたとしても、調査の正当性は回復しないから、再調査のための調査組織を
設置し直さなければ、調査を十分に尽くすことが困難である。

上記⑤のように、調査手続に軽微とは言えない瑕疵がある場合には、原調査
を行った調査組織に十分な調査を尽くす能力や専門性が欠けている可能性が高い。
また、この場合には、原調査を行った調査組織が定められた調査手続を履践して
いなかったことから、当該調査組織と被害児童生徒等をはじめとする調査対象者
との信頼関係が崩壊していることも少なくないだろう。被害児童生徒等がガイド
ラインを遵守するよう求めたにもかかわらず、調査組織がこれを拒絶しているよ
うなときには、なおさらである。それゆえ、これらの場合には、原調査を行った
調査組織が再調査を行っても、調査を十分に尽くすことは困難である。

そもそも、再調査は、調査結果についての調査というレビュー・審査の性質を
有するから、原調査を行った調査組織がこれを担うことは基本的には妥当では

ない。再調査は、原調査を行った調査組織とは別の、すなわち、調査組織の構成員が全員異なる調査組織によって原則としてなされなければならない。例外的に原調査を行った調査組織が再調査を担うことが許されるのは、せいぜい、本項①の場合に限定されるべきであり、しかも、被害児童生徒等及び加害児童生徒等をはじめとする主要な調査対象者の同意が必要であると考えらるべきである。

[第2項]

(地方公共団体の長等に対する所見の提出) 【再掲】

- 調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。学校の設置者及び学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

本項は、第7第2項と同一文言が再掲されている（第7第2項の解説参照）。

[第3項]

(再調査の実施)

- 地方公共団体の長等は、再調査を行うこととした場合、上記第1から第8までの事項に沿って、調査を進めること。

本項は、第10第1項、第2項（第7第2項を再掲）、第4項の内容と関連している。

◇再調査におけるガイドラインの遵守必要性

本項は、地方公共団体の長等が再調査を行うこととした場合、本ガイドライン第1から第8までの事項に沿って調査を進めることを求める。

基本方針第2 4 (2) i) 第3段落は、「これらの附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセ

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）
ラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めることが求められる。」とする。

基本方針第2 4(2) i) 第7段落²³⁾は、「再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。」と規定する。ここで、適切な方法で提供するとは、当該事案についての説明責任が最大限全うされなければならない程度に学校の設置者等が情報を提供することを言う²⁴⁾。

本項が再調査について第9の各項に従うよう求めているのは、第9の各項が学校の設置者等が行うべき内容を規定しており、再調査の主体である地方公共団体の長等や再調査の調査組織の権限が及ぶところでないためである。

公立学校における再調査の結果を踏まえた措置等については、基本方針第2 4(2) ii) 第1段落²⁵⁾、第2段落²⁶⁾が規定する（後掲・基本方針第2 4(2) ii)）

23) 「再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。」

24) 小西204頁参照。

25) 「公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする」とされている。国立学校・私立学校等についても、本法により特別に新たな権限が与えられるものではないが、国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法の規定や私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずることとされている。」

26) 「『必要な措置』としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青〆

第1段落、第2段落の解説参照)。

◇再調査の調査組織の事務局

公立学校の場合、再調査は、教育委員会ではなく、首長の部局が行うこととなる。

それゆえ、再調査の調査組織の事務局を教育委員会事務局に置くことは許されない。

再調査の調査組織の事務局についても、原調査の調査組織の事務局と同様に(第4第2項の解説参照)、学校の設置者を主体とする調査と同様、公平性・中立性の観点から、地方公共団体の顧問弁護士以外の法律事務所に委託すべきである。

◇迅速な再調査実施の必要性

本来であれば、原調査によって、重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に向けた方策が執られなければならないところ、再調査が実施されることによって、その調査結果が取りまとめられるまでにさらに時日を要することとなる。それゆえ、再調査においては、原調査以上に速やかに調査結果をまとめなければならない。

原調査と同様に、再調査においてもまた、調査結果を取りまとめるまでにどの程度の時日を要するかは、調査組織の会議の開催頻度によるところが大きい(第5第6項②の解説参照)。多忙のために出席のための日程調整が難しい者が調査組織の委員に含まれていると、会議の開催頻度が下がり、調査結果を取りまとめるのに年単位を要することになりかねない。これでは、重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に向けた方策が執られるのがさらに先になってしまい、関係する児童生徒の卒業等に伴って重大事態への対処が困難となりかねない。

そのため、出席のための日程調整が難しい者は、再調査においては、委員と

「少年健全育成の観点からの措置が考えられる。」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）
して殊更に不適格であると言わざるを得ない。再調査においては、公平性・中立性、さらには専門性のみならず、迅速に調査を進めることができる委員を選任する必要性がより大きい。

開催の頻度を上げるためには、委員に対する報酬を十分なものとする必要がある（第5第6項③の解説参照）。これにより、少なくとも週に1回は会議を開催し、できる限り早期に再調査の調査結果を取りまとめてもらうようにすべきである。

◇再調査と地方公共団体の長の権限——公立学校

法は、公立学校において発生した重大事態について、地方公共団体の長が再調査を行うことができるとする（法30条2項）。一方、再調査について定める法30条「第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。」と規定する（法30条4項）。

公立学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律²⁷⁾21条柱書が「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。」とし、同条1号が「教育委員会の所管に属する第30条²⁸⁾に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること」を挙げている。このように、公立学校の設置、管理及び廃止に関することを管理及び執行するのは、地方公共団体の長ではなく、教育委員会であると定められている。

法30条4項は、公立学校において発生した重大事態について、法30条2項が地方公共団体の長による再調査を認めることに対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律21条1号等において教育委員会に認められている権限を地

27) 昭和31年法律第162号。

28) 「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。」

方公共団体の長に付与するものではないことを注意的に規定している。これは、地方公共団体の長と教育委員会の間の法律上の権限分配、特に教育委員会の政治的中立等の制度趣旨について、何らの特例措置を講じないことを確認したものである²⁹⁾。

このことに関係して問題となるのは、再調査の対象となる範囲である。

◇再調査の対象となる範囲——公立学校

地方公共団体の長等と学校の設置者の間における法律上の権限分配について新たな特例が設けられたわけではないことを理由に、公立学校において発生した重大事態について、地方公共団体の長等が再調査において、(a)事実関係の明確化及びその評価の適否、(b)再発防止策の内容の適否について対象とすることはできないとの見解（以下、この考え方を限定説と呼ぶ）が示されていた³⁰⁾。限定説は、再調査について、「再」調査と呼ばれているものの、条文上は「調査結果について」の調査であって、調査をやり直すものではなく、原調査の調査結果を審査するに留まると理解するものであった。

しかし、再調査の調査組織が「調査結果について」の調査を実施するためには、原調査の調査結果と比較するために、再調査の調査組織が自ら聴き取り等を行うことによって事実関係を明確化する必要がある。

そのため、限定説の論者も、原調査の調査組織の構成員の独立性、公平公正性及び専門性を客観的に検討したり、提出された報告書の内容について説明を受けたり、関係者の聴き取りを実施したり、資料提供を受けたりすることを認めていた³¹⁾。さらに、この論者は、これらの調査結果についての調査を踏まえて、学校の設置者等に対して事実行為として必要と考えられる措置について、地方公共団体の長等に新たな権限を与えることがない限りで助言を行うことまで認めていた。

29) 小西218頁。

30) 小西218頁。

31) 小西218-219頁

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）

実際、この論者が「調査結果について」の調査として行いうるとしているものは、事実上、原調査においてなされるものと重なる。その結果、限定説が考える「調査結果についての調査」は、調査のやり直しに限りなく近いものとならざるを得ない。こうした状況の下では、再調査において、(a)事実関係の明確化及びその評価の適否、(b)再発防止策の内容の適否について対象としないことは無理があり、不自然であった。

しかも、基本方針第2 4 (1) i) ③第7段落及びそれを再掲した基本方針第2 4 (2) i) 第6段落³²⁾は、地方公共団体の長等による並行調査を認めており、この論者も並行調査が可能であるとしていた。

こうした中、前述の通り、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律³³⁾により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律1条の4が新設され、総合教育会議が設置されることとなった。公立学校において発生した重大事態については、総合教育会議の議題として重大事態のいじめ事案を取り上げるための準備行為という性質が地方公共団体の長による再調査に備わることとなった。これにより、公立学校において発生した重大事態においても、(a)事実関係の認定及びその評価の適否、(b)再発防止策の内容の適否に踏み込んで再調査を行うことが可能となった。

このこともあって、その後の実務は、再調査において、(a)事実関係の明確化及びその評価の適否、(b)再発防止策の内容の適否についても判断するのが一般的になった（以下、この考え方を無限定説と呼ぶ）。被害児童生徒等の主張を踏まえて、事実関係を再度調査し、原調査と異なる事実が判明したり、原

32) 「なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる。）」

33) 平成26年法律第76号。

調査と異なる評価をすべきであったりすれば、事実関係の明確化及びその評価をやり直すのが通例となった。事実関係の明確化及びその評価が変更されれば、再発防止策の内容もそれに合わせて変更せざるを得なくなる。このようにして、実務においては、再調査が原調査の調査結果を審査するものに留まらず、「再調査」の略称通り、調査のやり直しをするものとして運用されるようになったのである。かくして、再調査の対象となる範囲は、限定されず、(a)事実関係の認定及びその評価の適否、(b)再発防止策の内容の適否についても含まれることとなった。

◇再調査と地方公共団体の長の権限——公立大学附属学校

公立大学附属学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律22条柱書が、「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。」とし、同条1号が「大学に関すること。」を挙げている。このように、公立大学に関する事務を管理及び執行するのは、当該公立大学の設置者である地方公共団体の長であるとしている。

公立大学附属学校については、地方公共団体の長が事務を管理及び執行する権限を認められており、教育委員会等との権限配分の問題が生じないことから、法も基本方針も、特段の規定を置いていない（法30条の2・第29条参照）。

それゆえ、公立大学附属学校において発生した重大事態について、再調査の対象となる範囲は限定されず、(a)事実関係の認定及びその評価の適否、(b)再発防止策の内容の適否についても含まれる。

◇再調査と文部科学大臣の権限——国立大学附属学校

法は、国立大学附属学校において発生した重大事態について、文部科学大臣が再調査を行うことができるとする（法29条2項）。また、「文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるこ

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）とができるよう、国立大学法人法³⁴⁾第35条³⁵⁾において準用する独立行政法人通則法³⁶⁾第64条第1項³⁷⁾に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。」とする（法29条3項）。一方、公立学校、私立学校、学校設置会社が設置する学校及び学校設置非営利法人が設置する学校とは異なり（法30条4項、31条4項、32条4項、5項参照）、法29条3項の規定について、文部科学大臣に対して国立大学附属学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない旨の規定は置かれていない。もっとも、基本方針第2 4(2) i) 第5段落は、「国立学校……について、法により、文部科学大臣……に新たな権限が付与されるものではない」と規定する。

国立大学附属学校については、国立大学法人法11条1項が「学長は、大学の長としての職務（大学総括理事を置く場合にあっては、当該大学総括理事の職務に係るものを除く。）を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。」とし、同条2項が「理事長は、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。」と規定する。また、同条4項は、「理事は、学長の定めるところによ

34) 平成15年法律第112号。

35) 「独立行政法人通則法第3条、第7条第2項、第8条第1項、第9条、第11条、第14条から第17条まで、第21条の4、第21条の5、第24条、第25条、第25条の2第1項及び第2項、第26条、第28条、第28条の4、第31条、第36条から第46条まで、第47条から第50条の10まで、第64条並びに第66条の規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定（同法第31条第1項の規定を除く。）中『主務大臣』とあるのは『文部科学大臣』と、『主務省令』とあるのは『文部科学省令』と、『中期目標管理法人の』とあるのは『国立大学法人等の』と、『中期目標管理法人は』とあるのは『国立大学法人等は』と、『中期目標管理法人と』とあるのは『国立大学法人等と』と、『中期目標管理法人が』とあるのは『国立大学法人等が』と、『中期目標管理法人に』とあるのは『国立大学法人等に』と、『中期目標管理法役員』とあるのは『国立大学法人等役員』と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。〈表は省略〉

36) 平成11年法律第103号。

37) 「主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。」

り、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。」とし、同条5項は、「大学総括理事は、前項に規定する職務のほか、大学の長としての職務（第12条第2項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該大学総括理事が当該大学の長としての職務を行うものとされた国立大学に係るものに限る。）を行うとともに、学長の定めるところにより、国立大学法人を代表する。」と定める。

一方、国立大学法人法35条・独立行政法人通則法64条1項は、「文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。」と規定する。

このように、国立大学附属学校の業務を総理するのは、学長及び理事長であり、その業務を執行するのは学長及び大学総括理事であると定められている一方、文部科学大臣は国立大学附属学校に対して、必要があると認めるときは、報告をさせ又はその職員に立入検査をさせることができる。

基本方針第2 4(2) i) 第5段落は、国立大学附属学校において発生した重大事態について、国立大学法人法35条・独立行政法人通則法64条1項等において文部科学大臣に認められている権限を超える権限を文部科学大臣に新たに付与するものではないことを注意的に規定している。

国立大学附属学校において発生した重大事態については、国立大学法人法35条・独立行政法人通則法64条1項が報告をさせること、立ち入り及び検査を文部科学大臣に認めていることから、文部科学大臣による再調査はその限度で許容される。すなわち、文部科学大臣による再調査は、提出された報告書の精査はできるものの、被害児童生徒等、加害児童生徒等及びその他の児童生徒から聴き取り等を実施することはできないと解されるから³⁸⁾、無理があつて不自然ではあるものの、(a)事実関係の認定及びその評価の適否、(b)再発防止策の内

38) 国立大学法人法35条・独立行政法人通則法64条1項に基づく立ち入り及び検査として、教職員に対する聴き取りは可能であるように思われる。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）
容の適否については判断できないと考えることになろう。

◇再調査と都道府県知事の権限——学校法人が設置する学校

法は、学校法人（私立学校法³⁹⁾ 3条⁴⁰⁾）が設置する学校において発生した重大事態について、都道府県知事が再調査を行うことができるとする（法31条2項）。また、「都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定する（法31条3項）。私立学校法6条は、「所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。」とする。ここで、所轄庁とは、小学校、中学校及び高校等においては、都道府県知事を言う（同法4条⁴¹⁾）。

一方、これら「前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。」とする（法31条4項）。基本方針第2 4(2) i) 第5段落⁴²⁾も、このこ

39) 昭和24年法律第270号。

40) 「この法律において『学校法人』とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。」

41) 「この法律中『所轄庁』とあるのは、第1号、第3号及び第5号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第2号及び第4号に掲げるものにあつては都道府県知事（第2号に掲げるもののうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この条において『指定都市等』という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。

一 私立大学及び私立高等専門学校

二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校

三 第1号に掲げる私立学校を設置する学校法人

四 第2号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第64条第4項の法人

五 第1号に掲げる私立学校と第2号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人」

42) 「国立学校・私立学校について、法により、文部科学大臣・都道府県知事に新

とを確認している。

学校法人が設置する学校については、私立学校法36条2項が「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とし、同法37条1項が「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。」と規定する。

一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律22条柱書は、「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。」とし、同条3号が「私立学校に関すること。」を挙げている。また、「都道府県知事は、第22条第3号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会⁴³⁾に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。」とする（同法27条の5）。

このように、私立学校の業務を決定するのは学校法人の理事会であり、その業務を総理するのは理事長であると定められている一方、都道府県知事は私立学校に関する事務を管理し、及び執行するとされている。

法31条4項は、学校法人が設置する学校において発生した重大事態について、法31条2項が都道府県知事による再調査を認めること及び法31条3項が私立学校法6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする事に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律22条3号等において都道府県知事に認められている権限を超える権限を都道府県知事に新たに付与するものではないことを注意的に規定している⁴⁴⁾。

私立学校において発生した重大事態については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律22条3号が私立学校に関する事務を管理及び執行することを都

ゝたな権限が付与されるものではないが、文部科学大臣・都道府県知事は、当該事案に係る資料の提供等を求め、資料の精査や分析を改めて行うこと等が考えられる。」

43) 都道府県教育委員会のことを言う。

44) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律27条の5は、都道府県知事と都道府県教育委員会との権限関係には何ら変更を及ぼすものではない。また、都道府県教育委員会が主体的直接的に私立学校に助言援助をすることは想定されていない。木田270頁。

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）
道府県知事に認めていることから、都道府県知事による再調査の対象となる範囲は、限定されず、(a)事実関係の認定及びその評価の適否、(b)再発防止策の内容の適否についても含まれる⁴⁵⁾。

◇再調査と認定地方公共団体の長の権限——学校設置会社が設置する学校

法は、構造改革特別区域法12条2項⁴⁶⁾に規定する特別の事情に対応するため

45) 再調査における資料の提供については、「所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。」（私立学校法6条）に根拠を求めるとする見解がある。第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会編119頁参照。しかし、同条は、本来、私立学校に対して、所要の事項について報告書をまとめて提出するよう求めることができるとする条文であり、種々の関係資料を提出させる根拠とはなり難いように思われる。

46) 「前項の規定により学校教育法第4条第1項の認可を受けて学校を設置することができる株式会社（以下この条及び第19条第1項第1号並びに別表第2号において『学校設置会社』という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。

一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。

二 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。」

なお、学校教育法4条1項は、次の通りである。

「次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において『設置廃止等』という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下『全日制の課程』という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下『定時制の課程』という。）及び通信による教育を行う課程（以下『通信制の課程』という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。」

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次条、第13条第2項、第14条、第130条第1項及び第131条において同じ。）の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

の教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（学校設置会社）（同法12条1項、2項）が設置する学校において発生した重大事態について、同法12条1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた地方公共団体の長（以下、「認定地方公共団体の長」と記述する）が再調査を行うことができるとする（法32条2項）。また、「認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第12条第10項⁴⁷⁾に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定する（法32条3項）。一方、これら「前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。」とする（法32条4項）。

学校設置会社は、前記の通り、株式会社であるから（構造改革特別区域法12条1項）、その設置する学校についても、業務執行の決定及び業務執行は、会社法⁴⁸⁾の規定に従う。すなわち、取締役会設置会社（会社法2条7号⁴⁹⁾であれば、同法362条2項⁵⁰⁾柱書が「取締役会は、次に掲げる職務を行う。」とし、同項1号が「取締役会設置会社の業務執行の決定」を、同項2号が「取締役の

ㄨ 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事」

47) 「学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。」

48) 平成17年法律第86号。

49) 「取締役会設置会社 取締役会を置く株式会社又はこの法律の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいう。」

50) 「取締役会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
- 二 取締役の職務の執行の監督
- 三 代表取締役の選定及び解職」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）職務の執行の監督」を挙げている。また、同法363条1項⁵¹⁾は、「次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。」とし、同項1号は、「代表取締役」と、同項2号は、「代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの」を挙げる。

一方、構造改革特別区域法12条5項は、「第1項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。」とする。また、同条6項は、「前項の規定による評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。」と規定する。

このように、学校設置会社が設置する学校の業務執行を決定するのは、学校設置会社が取締役会設置会社であれば、取締役会であり、その業務を執行するのは代表取締役又は業務執行取締役（会社法2条15号イ⁵²⁾）であると定められている一方、認定地方公共団体は学校設置会社が設置する学校の評価及びその公表を行わなければならないとされている。

法32条4項は、学校設置会社設置する学校において発生した重大事態について、法32条2項が認定地方公共団体の長による再調査を認めること及び法32条3項が構造改革特別区域法12条10項⁵³⁾に規定する権限の適切な行使その他

51) 「次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。

一 代表取締役

二 代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの」

52) 「当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第363条第1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役員又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。」

53) 「学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては、

の必要な措置を講ずるものとするに対して、構造改革特別区域法12条10項等において認定地方公共団体の長に認められている権限を超える権限を認定地方公共団体の長に新たに付与するものではないことを注意的に規定している。

学校設置会社が設置する学校において発生した重大事態については、構造改革特別区域法12条10項が「必要な報告書の提出を求めること」を認定地方公共団体の長に認めていることから、認定地方公共団体の長による再調査はその限度で許容される。すなわち、認定地方公共団体の長による再調査は、提出された報告書の精査に限定され、聴き取り等を実施することはできないと解されるから、無理があって不自然であるものの、(a)事実関係の認定及びその評価の適否、(b)再発防止策の内容の適否については判断できないと考えることになろう。

◇再調査と認定地方公共団体の長の権限——学校設置非営利法人が設置する学校

法は、構造改革特別区域法13条2項⁵⁴⁾に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利

ㄨ 文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。」

54) 「前項の規定により学校教育法第4条第1項の認可を受けて学校を設置することができる特定非営利活動法人（以下この条及び第19条第1項第2号並びに別表第3号において「学校設置非営利法人」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を行うものとし、次に掲げる要件のすべてに適合していなければならない。

- 一 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。
- 二 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。
- 四 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度あること。」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）
活動促進法⁵⁵⁾ 2条2項⁵⁶⁾の特定非営利活動法人（学校設置非営利法人）（構造
改革特別区域法⁵⁷⁾ 13条1項、2項）が設置する学校において発生した重大事態

55) 平成10年法律第7号。

56) 「この法律において『特定非営利活動法人』とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

- 一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
- 二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。」

57) 「地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（学校教育法第1条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。以下この条及び別表第3号において同じ。）を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児（次項において『不登校児童等』という。）を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育を特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項中『設置することができる』とあるのは『設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第13条第2項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（次項、第4条第1項第3号及び附則第6条において学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる』と、同条第2項中『学校法人』とあるのは『学校法人又は学校設置非営利法人』と、同法第4条第1項第3号中『都道府県知事』とあるのは『都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別

について、同法13条1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた地方公共団体の長（以下、「認定地方公共団体の長」と記述する）が再調査を行うことができる（法32条5項・2項）。また、「認定地方公共団体の長は、第5項において準用する前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置非営利法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第13条第3項⁵⁸⁾において準用する同法第12条第10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定する（法32条5項・3項）。一方、これらの「次項において準用する前2項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置非営利法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。」とする（法32条5項・4項）。

学校設置非営利法人は、前記の通り、特定非営利活動法人であるから（構造改革特別区域法13条1項）、その設置する学校についても、業務執行の決定及び業務執行は、特定非営利活動促進法の規定に従う。すなわち、同法14条の5は「特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。」とし、同法17条は、「特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。」とする。また、同法16条は、「理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。」と規定する。

ㄨ 区域法第13条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。」と、同法附則第6条中『学校法人』とあるのは『学校法人又は学校設置非営利法人』とする。

58) 「前条第3項から第10項まで及び第12項の規定は、学校設置非営利法人が学校を設置する場合について準用する。この場合において、同項中『第3項又は第4項』とあるのは、『次条第3項において準用する第3項又は第4項』と読み替えるものとする。」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）

一方、構造改革特別区域法13条3項・12条5項は、学校設置会社が設置する学校と同様に、「第1項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）は、学校設置非営利法人の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。」とする。また、同法13条3項・12条6項は、「前項の規定による評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。」と規定する。

このように、学校設置非営利法人が設置する学校の業務執行を決定するのは、社員総会及び理事であり、その業務を執行するのは代表権を有する理事であると定められている一方、認定地方公共団体は学校設置会社が設置する学校の評価及びその公表を行わなければならないとされている。

法32条5項・4項は、学校設置会社が設置する学校において発生した重大事態について、法32条5項・2項が認定地方公共団体の長による再調査を認めること及び法32条5項・3項が構造改革特別区域法13条3項・12条10項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとすることに対して、構造改革特別区域法13条3項・12条10項等において認定地方公共団体の長に認められている権限を超える権限を認定地方公共団体の長に新たに付与するものではないことを注意的に規定している。

学校設置非営利法人が設置する学校において発生した重大事態については、構造改革特別区域法13条3項・12条10項が「必要な報告書の提出を求めること」を認定地方公共団体の長に認めていることから、認定地方公共団体の長による再調査はその限度で許容される。すなわち、認定地方公共団体の長による再調査は、提出された報告書の精査に限定され、聴き取り等を実施することはできないから、(a)事実関係の認定及びその評価の適否、(b)再発防止策の内容の適否については判断できない。

(第3項関連)〔基本方針第2 4(2)ii)第1段落、第2段落〕

ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする事とされている。国立学校・私立学校等についても、本法により特別に新たな権限が与えられるものではないが、国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法の規定や私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずることとされている。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

◇再調査の結果を踏まえた措置等——公立学校の場合

本項第1段落第1文は、公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会が再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする事とされていることを示す。

これは、法30条5項が「地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。」と規定することを注意喚起するものである。

本項第2段落第1文は、第1段落第1文、さらには法30条5項の「必要な措置」の内容として、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センター

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）の専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員又は警察官経験者等の外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられることを指摘する。

本項第2段落第2文は、地方公共団体の長の部局（首長部局）においても、必要な教育予算の確保並びに児童福祉及び青少年健全育成の観点からの措置が考えられることを示す。

再調査は原調査が不十分であった場合に実施される（第10第1項の解説参照）。この場合、原調査の調査結果を踏まえてなされる対応（第9の各項）も不十分となりがちである。特に、法28条1項が目指す重大事態への対処が十全になされず、被害児童生徒等の被害及び加害児童生徒等の抱える問題が深刻化している可能性が高い。

それゆえ、教育委員会は、まずは、再調査の結果を踏まえて、法28条1項及び法30条5項が目指す重大事態への対処に注力すべきである。具体的には、原調査の場合の第9の各項に準じて、被害児童生徒への支援（第9第1項の解説参照）、加害児童生徒への指導及び支援（第9第2項の解説参照）、加害児童生徒に対する出席停止措置の活用等（第5第13項及び同一文言を再掲する第9第3項。第5第13項の解説参照）に直ちに取り組まなければならない。

その上で、教育委員会は、法28条1項及び法30条5項が目指す当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するための方策（第9第4項、第5項の解説参照）を講じるべきである。これらのために、教育委員会は、本項第2段落第1文が挙げるような人的な措置を直ちに講じるほか、児童相談所、保健所・保健センター、少年鑑別所に設置された法務少年支援センター⁵⁹⁾、社会福祉事務所

59) 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）131条に基づき設置されているものである。同条は、「少年鑑別所の長は、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。」と規定する。

等の専門機関と連携し、協力を要請しなければならない。

地方公共団体の長は、第2段落第1段落が説くように、これらの措置のために必要な教育予算の確保等を直ちに行わなければならない。また、地方公共団体の長は、総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律1条の4⁶⁰⁾）において、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」（同法1条の4第1項2号）として議題に挙げ、教育委員会と協議する必要がある。

60) 「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。」

◇再調査の結果を踏まえた措置等——国立大学附属学校の場合

本項第1段落第2文は、国立大学附属学校又は私立学校等についても、法により特別に新たな権限が与えられるものではないことを留保しつつ、国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法の規定や私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずることとされていることを注意喚起する。

国立大学附属学校について、法29条3項は、文部科学大臣が、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又は国立大学附属学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法35条・独立行政法人通則法64条1項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする」と規定する。具体的には、文部科学大臣は、国立大学法人に対し、「その業務……の状況に関し報告をさせ、又はその職員に国立大学法人等の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは……書類その他の必要な物件を検査させることができる」（国立大学法人法35条・独立行政法人通則法64条1項）。

国立大学法人又は国立大学附属学校が講ずる「必要な措置」は、公立学校に対して教育委員会が講ずる「必要な措置」と同じものである。

一方、文部科学大臣は、国立大学附属学校の設置主体ではないから、その設置主体である国立大学法人が上記の必要な措置を講ずることができるように必要な措置を講ずることができるに留まる。具体的には、文部科学大臣は、国立大学法人又は国立大学附属学校が上記の必要な措置を講じているかを確認するため、国立大学法人法35条・独立行政法人通則法64条1項に基づき、その状況に関して報告させなければならない。国立大学法人又は国立大学附属学校によって必要な措置が講じられていない場合、文部科学大臣は、同条項に基づき、必要な措置を執るよう促し、十分な措置が執られるまで、その状況に関して何度も報告させ、場合によっては立入検査を実施し、必要な措置が執られるよう促し続けなければならない。

◇再調査の結果を踏まえた措置等——公立大学附属学校の場合

公立大学附属学校について、法30条の2・第29条3項は、当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長が、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る公立大学法人又はその設置する公立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、地方独立行政法人法⁶¹⁾121条1項⁶²⁾に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする規定する。

具体的には、当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長は、同法に基づき、公立大学法人に対し、「その業務……の状況に関し報告をさせ、又はその職員に公立大学法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは……書類その他の必要な物件を検査させることができる」。

そもそも、公立大学附属学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、当該公立大学法人を設置した地方公共団体の長が当該公立大学に関する事務を管理及び執行すると規定する（同法22条1号。第9第3項の解説参照）。

それゆえ、当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長は、同法に基づき、当該公立大学に関する事務の管理及び執行として、公立大学法人に対して、必要な措置を講じるよう求め、命じることができる。

公立大学法人又は公立大学附属学校が講ずる「必要な措置」は、公立学校に対して教育委員会が講ずる「必要な措置」と同じものである。

公立大学法人を設立する地方公共団体の長は、公立大学法人の設立主体の長であるから、公立大学法人に対して、必要な措置を講じるよう求めることがで

61) 平成15年法律第118号。

62) 「総務大臣若しくは都道府県知事又は設立団体の長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、地方独立行政法人（総務大臣又は都道府県知事にあっては、第7条の規定による設立の認可又は第8条第2項の規定による定款の変更の認可を行った地方独立行政法人に限る。以下この項において同じ。）に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、地方独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。」

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）

きる。具体的には、当該地方公共団体の長は、公立大学法人又は公立大学附属学校が上記の必要な措置を講じているかを確認するため、地方独立行政法法人法121条1項に基づき、その状況に関して報告させなければならない。公立大学法人又は公立大学附属学校によって必要な措置が講じられていない場合、当該地方公共団体の長は、同条項に基づき、必要な措置を執るよう促し、十分な措置が執られるまで、その状況に関して報告させ、場合によっては立入検査を実施し、必要な措置が執られるよう促さなければならない。それでも必要な措置が執られない場合、当該地方公共団体の長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律22条1号に基づき、公立大学法人に対して、必要な措置を講じるよう求め、命じることができる。

◇再調査の結果を踏まえた措置等——学校法人が設置する学校の場合

前述のように、本項第1段落第2文は、私立学校等についても、法により特別に新たな権限が与えられるものではないことを留保しつつ、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずることとされていることを注意喚起する。

学校法人が設置する学校について、法31条3項は、都道府県知事が、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法6条⁶³⁾に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする規定する。具体的には、所轄庁たる都道府県知事（同法4条⁶⁴⁾）は、「私立学校に対して、教育の調査……

63) 「所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。」

64) 「この法律中『所轄庁』とあるのは、第1号、第3号及び第5号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第2号及び第4号に掲げるものにあつては都道府県知事（第2号に掲げるもののうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22二第一項の中核市（以下この条において『指定都市等』という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。 ↗

その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる」(同法6条)。

学校法人又はその設置する学校が講ずる「必要な措置」は、公立学校に対して教育委員会が講ずる「必要な措置」と同じものである。

一方、都道府県知事は、学校法人が設置する学校の設置主体ではないから、その設置主体である学校法人又はその設置する学校が上記の必要な措置を講ずることができるように必要な措置を講ずることができるに留まる。具体的には、都道府県知事は、学校法人又はその設置する学校が上記の必要な措置を講じているかを確認するため、私立学校法6条に基づき、その状況に関して報告書を提出させなければならない。学校法人又はその設置する学校によって必要な措置が講じられていない場合、都道府県知事は、必要な措置を執るよう促し、十分な措置が執られるまで、その状況に関して何度も報告書を提出させ、必要な措置が執られるよう促し続けなければならない。

◇再調査の結果を踏まえた措置等——学校設置会社又は学校設置非営利法人の設置する学校の場合

学校設置会社又は学校設置非営利法人の設置する学校について、法32条3項、5項は、認定地方公共団体の長が、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社若しくは学校設置非営利法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるように構造改革特別区域法12条10項、13条3項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする規定している。具体的には、「認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる」(同法12条

-
- 一 私立大学及び私立高等専門学校
 - 二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校
 - 三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人
 - 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第六十四条第四項の法人
 - 五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）
10項、13条3項）。

学校設置会社若しくは学校設置非営利法人又はその設置する学校が講ずる「必要な措置」は、公立学校に対して教育委員会が講ずる「必要な措置」と同じものである。

一方、認定地方公共団体の長は、学校設置会社又は学校設置非営利法人が設置する学校の設置主体ではないから、その設置主体である学校設置会社若しくは学校設置非営利法人又はその設置する学校が上記の必要な措置を講ずることができるように必要な措置を講ずることができに留まる。具体的には、認定地方公共団体の長は、学校設置会社若しくは学校設置非営利法人又はその設置する学校が上記の必要な措置を講じているかを確認するため、構造改革特別区域法12条10項、13条3項に基づき、その状況に関して報告書を提出させなければならない。学校設置会社若しくは学校設置非営利法人又はその設置する学校によって必要な措置が講じられていない場合、認定地方公共団体の長は、必要な措置を執るよう促し、十分な措置が執られるまで、その状況に関して何度も報告書を提出させ、必要な措置が執られるよう促し続けなければならない。

〔第4項〕

- 公立学校について再調査を実施した場合、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない（法第30条第3項）。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが求められる。

本項は、基本方針第2 4 (2) ii) 第3段落⁶⁵⁾と同内容である。

本項は、第5第8項、第8第1項、第2項の内容と関連している。

65) 「また、公立学校について再調査を行ったとき、地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならないこととされている。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保することが当然求められる。」

◇再調査の結果の議会への報告

本項第1文は、法30条3項により、公立学校について再調査を実施した場合、地方公共団体の長は、その結果を当該地方公共団体の議会に報告しなければならないことを注意喚起する。

再調査は、地方公共団体の長の部局（首長部局）が行うものであるから、教育委員会が報告を行うことは許されない。首長部局に代わって再調査の調査組織の委員が詳細な部分の報告を行うことは、再調査の結果を正確に伝えることができることから、認められる。

◇プライバシー保護の必要性

本項第2文は、地方公共団体の長が当該地方公共団体の議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることとなるとする一方、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保することを求める。

原調査について、第5第8項は、「記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝えること（配布資料等、文書として外部に出す際には、事前に文案の了解を取るよう努めること。）。事前に説明等が行われない場合、遺族は内容を報道等で先に知ることとなり、それが遺族が学校等に対して不信を抱く原因となることを、学校の設置者及び学校は理解する必要がある。」とする。

同じく原調査について、第8第1項は、「調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。」と規定する。

同じく原調査について、第8第2項は、「学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。学校の設置者及び学校として、『各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分』を除いた部分を適切に整理して開示す

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）ること。学校の設置者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。」とする。

再調査の調査結果の報告は、多数の議員に対するものであるから、その範囲は、関係者以外の者が当該地方公共団体の情報公開条例に関する法令に従って開示請求を行った場合に開示される範囲と等しくなければならない。それゆえ、地方公共団体の長が調査結果を報告でき、報告しなければならない範囲は、当該地方公共団体の情報公開条例によって画される（第8第1項、第2項の解説参照）。

◇再調査の結果を踏まえた再々調査の可否

再調査の内容又は手続が不十分である場合、地方公共団体の長等は、再々調査を実施することができる⁶⁶⁾。法は再々調査について定めていないが、重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために再々調査が必要である場面が存在する上、法もこれを禁じる規定を置いていないことから、再々調査を実施することは許される。

【引用文献（本号も含めて連載中に引用したもの全て）】

（あ行）

阿部泰尚①『保護者のためのいじめ解決の教科書』（集英社、2019）

阿部泰尚②『いじめを本気でなくすには』（角川書店、2020）

荒巻重人「いじめ防止対策推進法」姉崎洋一ほか編著『ガイドブック教育法 新訂版』（三省堂、2015）168頁以下

石井夏生利ほか編『個人情報保護法コンメンタール』（勁草書房、2021）

石坂浩ほか編著『実践事例からみるスクールロイヤーの実務』（日本法令、2020）

市川須美子「体罰・いじめ調査と個人情報保護」論究ジュリスト22号（2017）85頁以下
宇賀克也①『個人情報保護法の逐条解説〔第6版〕——個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法——』（有斐閣、2018）

宇賀克也②『新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕——行政機関情報公開法・独立行政法人等情報公開法——』（有斐閣、2018）

宇賀克也③『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣、2021）

66) 小西221頁。

- 右崎正博ほか編『新基本法コンメンタール 情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法』(日本評論社、2013)
- 大阪弁護士会子どもの権利委員会いじめ問題研究会編著『事例と対話で学ぶ「いじめ」の法的対応』(エイデル研究所、2017)
- 岡部睦子「調査委員会における福祉職の役割」鈴木庸裕ほか編著『「いじめ防止対策」と子どもの権利——いのちをまもる学校づくりをあきらめない』(かもがわ出版、2020) 99頁以下
- 岡村久道①『個人情報保護法 第3版』(商事法務、2018)
- 岡村久道②『個人情報保護法の知識〈第5版〉』(日本経済新聞出版、2021)
- 小川正人「地方教育行政法」姉崎洋一ほか編著『ガイドブック教育法 新訂版』(三省堂、2015)
- 鬼澤秀昌ほか『教員×弁護士 対話で解決 いじめから子どもを守る』(エイデル研究所、2021)
- 小野田正利①「いじめ『重大事態』の調査委と再調査委」内外教育6589号(2017) 4頁以下、
- 小野田正利②「特集 いじめ重大事態の『第三者調査委員会』——その現状と今後のあり方——の趣旨と内容構成について」季刊教育法197号(2018) 4頁以下

(か行)

- 片山紀子『[三訂版] 入門生徒指導——「いじめ防止対策推進法」「チーム学校」「多様な子どもたちへの対応」まで』(学事出版、2018)
- 勝井映子ほか・小野田正利司会進行「座談会 いじめ重大事態の第三者委員会の姿を問う」季刊教育法197号(2018) 6頁以下
- 加藤慶子「いじめ防止対策推進法に基づくいじめによる重大事態の調査結果に対する再調査の要否の判断」スクール・コンプライアンス研究4号(2016) 66頁以下
- 木田宏著・教育行政研究会編著『第四次新訂 逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律』(第一法規、2015)
- 木下裕一「第三者委員会における『いじめ』の事実認定の方法と限界」季刊教育法197号(2018) 36頁以下
- 行政改革委員会行政情報公開部会「情報公開法要綱案」(1996) <https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/b_20.htm>
- 倉持恵「第三者委員会の役割と被害者支援」鈴木庸裕ほか編著『「いじめ防止対策」と子どもの権利——いのちをまもる学校づくりをあきらめない』(かもがわ出版、2020) 75頁以下
- 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成31年1月一部改正)」(2019)
- 小西洋之『いじめ防止対策推進法の解説と具体策——法律で何が変わり、教育現場は何をしなければならないのか——』(WAVE出版、2014)

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）

（さ行）

坂田仰①『裁判例で学ぶ 学校のリスクマネジメントハンドブック』（時事通信社出版局、2018）

坂田仰②「いじめ重大事態の『第三者調査委員会』の課題——`制度、と`現実、の狭間——」季刊教育法197号（2018）42頁以下

坂田仰③「いじめ防止対策推進法の施行から6年——見えてきた学校現場への『負荷』」日本女子大学教職教育開発センター年報5号（2019）41頁以下

坂田仰編『補訂版 いじめ防止対策推進法——全条文と解説』（学事出版、2018）

定本ゆきこ「いじめ問題における児童精神科医の役割と課題——いじめ防止対策推進法を巡って——」児童青年精神医学とその近接領域57巻1号（2016）146頁以下

週刊教育資料編集部①「特別資料 いじめの未然防止、早期発見、対応、重大事態について（論点ペーパー）」週刊教育資料1403号（2016）12頁以下

週刊教育資料編集部②「資料 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（素案）」週刊教育資料1420号（2017）39頁以下

神内聡①『学校内弁護士——学校現場のための教育紛争対策ガイドブック 第2版』（日本加除出版、2016）

神内聡②『スクールロイヤー——学校現場の事例で学ぶ教育紛争実務 Q&A 170』（日本加除出版、2018）

神内聡③『学校弁護士——スクールロイヤーが見た教育現場』（KADOKAWA、2020）

鈴木庸裕「いじめをめぐる調査活動の役割と課題」鈴木庸裕ほか編著『「いじめ防止対策」と子どもの権利——いのちをまもる学校づくりをあきらめない』（かがわ出版、2020）51頁以下

ストップいじめ！ナビ スクールロイヤーチーム編『スクールロイヤーにできること』（日本評論社、2019）

住友剛①『新しい学校事故・事件学』（子どもの風出版会、2017）

住友剛②「学校における子どもの権利擁護の課題としての『ハラスメント』——いじめの重大事態のケースを中心に——」鈴木庸裕ほか編著『「いじめ防止対策」と子どもの権利——いのちをまもる学校づくりをあきらめない』（かがわ出版、2020）13頁以下

瀬戸則夫「いじめと第三者機関」日本教育法学会年報43号（2014）133頁以下

世取山洋介「教育の直接責任制を学校に『埋め戻す』——2012年新潟県立高校生自殺事案第三者調査委員会『報告』から——」季刊教育法197号（2018）56頁以下

総務省行政管理局監修・社団法人行政システム研究所編『行政機関等個人情報保護法の解説』（ぎょうせい、2005）

（た行）

第二東京弁護士会編『情報公開条例ハンドブック 制定・改正・運用——改正東京都条例を中心に』（花伝社、2000）

第二東京弁護士会子どもの権利に関する委員会編『どう使う どう活かす いじめ防止対

策推進法〈第2版〉(現代人文社、2018)

高橋滋ほか編著『条解行政情報関連三法——公文書管理法・行政機関情報公開法・行政機関個人情報保護法』(弘文堂、2011)

武内謙治ほか『刑事政策学』(日本評論社、2019)

玉野まりこ「いじめ重大事態の不登校事案への対応と第三者委員会のあり方」季刊教育法197号(2018) 64頁以下

張賢徳「学校が設置した自殺調査委員会に委員として参加した経験に基づく、調査委員会のあり方に関する一考察」児童青年精神医学とその近接領域57巻1号(2016) 149頁以下

土屋明広「第三者委員会と紛争処理」日本教育法学会年報48号(2019) 155頁以下

(な行)

内外教育編集部「『重大事態』調査の指針策定へ——いじめ防止対策を検証——文科省有識者会議」内外教育6536号(2016) 6頁以下

内藤朝雄『いじめの構造——なぜ人が怪物になるのか——』(講談社、2009)

仲真紀子①『子どもへの司法面接——考え方・進め方とトレーニング——』(有斐閣、2016)

仲真紀子②「子どものための司法面接 第18回 いじめの話を書く(13) 重大事態調査委員会による調査」内外教育6748号(2019) 16頁

中井久夫①『いじめのある世界に生きる君たちへ——いじめられっ子だった精神科医の贈る言葉——』(中央公論新社、2016)

中井久夫②『中井久夫集 6 1996-1998 いじめの政治学』(みすず書房、2018)

永田憲史①「いじめの重大事態の判断に関する考察——いじめ防止対策推進法の強韌化を目指して——」関西大学法学論集70巻2=3号(2020) 195頁以下

永田憲史②「いじめの重大事態の調査組織設置に関する考察——公平性及び中立性並びに専門性を確保した調査組織を目指して——」関西大学法学論集70巻4号(2020) 167頁以下

永田憲史③「いじめの重大事態の調査に係る被害児童生徒及び保護者に対する情報提供と個人情報保護条例についての考察——いじめ防止対策推進法28条2項の遵守を目指して——」ノモス47号(2020) 65頁以下

永田憲史④「いじめの重大事態の調査のための説明事項の説明に関する考察——『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』の遵守を目指して——」関西大学法学論集70巻5号(2021) 181頁以下

永田憲史⑤「公立学校の教員の非違行為の重大性の判断に当たって、いじめ防止対策推進法及び地方いじめ防止基本方針等を判断資料とした事例(最判令2年7月6日裁判所ウェブサイト登載)」関西大学法学論集70巻5号(2021) 338頁以下

Nagata, K. ⑥, "Japan's Act on the Promotion of Measures to Prevent Bullying: Handling Serious Cases of Bullying" 42 *Kansai University Review of Law and Politics* 1-26 (2020)

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）

西村あさひ法律事務所編『個人情報保護法制大全』（商事法務、2020）

日本弁護士連合会①「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」（2018）<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180920_2.pdf>

日本弁護士連合会②「『スクールロイヤー』の整備を求める意見書」（2018）<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180118_06.pdf>

日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どものいじめ問題ハンドブック——発見・対応から予防まで——』（明石書店、2015）123頁

（は行）

八並光俊「条文解説28条～33条 重大事態への対処、教委への指導・助言・援助」教職研修42巻2号（2013）39頁以下

ジュディス・L・ハーマン・中井久夫訳・小西聖子解説『心的外傷と回復（増補版）』（みすず書房、1999）

藤川大祐『「いじめに対応できる学校」づくり——法令だけではわからない子どもを守る実務ノウハウ』（ぎょうせい、2021）

文春オンライン特集班『娘の遺体は凍っていた——旭川女子中学生イジメ凍死事件』（文藝春秋、2021）

平成27年11月奄美市立中学校生徒の死亡事案に関する第三者調査委員会「調査報告書（公表版）」（2018）<<https://www.city.amami.lg.jp/somu/daisansyayinkai.html>>

ジュディス・S・ベック著・伊藤絵美ほか訳『認知行動療法実践ガイド：基礎から応用まで 第2版——ジュディス・ベックの認知行動療法テキスト——』（星和書店、2015）

堀切忠和『改訂 教職員のための学校の危機管理とクレーム対応——いじめ防止対策推進法の施行を受けて——』（日本加除出版、2014）

（ま行）

真下麻里子『弁護士秘伝！教師もできるいじめ予防授業』（教育開発研究所、2019）

栢屋二郎「精神医学的観点から見た『いじめと自殺』」鈴木庸裕ほか編著『いじめ防止対策』と子どもの権利——いのちをまもる学校づくりをあきらめない（かがわ出版、2020）15頁以下

水地啓子「最近の『いじめ事件』対応に学ぶ」教職研修45巻10号（2017）31頁以下

森口朗『いじめの構造』（新潮社、2007）

文部科学省①「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（2009）<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm>

文部科学省②「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（2010）<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/08/13/1408018_001.pdf>

文部科学省初等中等教育局①「不登校重大事態に係る調査の指針」（2016）<<https://>

www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_013.pdf

文部科学省初等中等教育局②「平成29年度予算(案) 主要事項」(2017) <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/01/12/1381132_03_1.pdf>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課①「《解説》『いじめの防止等のための基本方針』の改定「重大事態の調査に関するガイドライン」の策定」教職研修45巻10号(2017) 18頁以下

文部科学省初等中等教育局児童生徒課②「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(2019) <<https://www.mext.go.jp/content/1410392.pdf>>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課③「令和元年度スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」(2020) <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1421942_00001.html>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課④「令和元年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」(2020) <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_00997.html>

(や行)

山岸利次①「第三者委員会によるいじめ調査のあり方について——矢巾町いじめ調査の経験を踏まえて」季刊教育法197号(2018) 48頁以下

山岸利次②「第三者委員会によるいじめ調査の教育的検討——被害者・遺族の『知る権利』に関わって」日本教育法学会年報48号(2019) 164頁以下

山田由紀子「いじめ防止対策推進法が求める第三者委員の公平性・中立性」児童青年精神医学とその近接領域57巻1号(2016) 147頁以下

山本繭里「いじめによる不登校児童生徒への支援とスクールソーシャルワーカー」鈴木庸裕ほか編著『『いじめ防止対策』と子どもの権利——いのちをまもる学校づくりをあきらめない』(かもがわ出版、2020) 163頁以下

山脇由貴子『教室の悪魔——見えない「いじめ」を解決するために——』(ポプラ社、2006)

横山巖「第三者委員会のあるべき姿を求めて——被害児童生徒・保護者への寄り添い——」季刊教育法197号(2018) 24頁以下

(わ行)

和久田学『学校を変えるいじめの科学』(日本評論社、2019)

渡部吉泰「大津市立中学校いじめ自殺事件に関する第三者委員会の活動内容と今後の第三者委員会の課題とあり方」犯罪と非行176号(2013) 101頁以下

文部科学省策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の逐条解説（11・完）

（アルファベット）

Andrews, D. A. et al. ①, Classification for Effective Rehabilitation: Rediscovering Psychology, *17 (1) Criminal Justice and Behavior* 19-52 (1990)

Andrews, D. A. et al. ②, The Risk-need-responsivity (RNR) Model: Does Adding the Good Lives Model Contribute to Effective Crime Prevention?, *38 (7) Criminal Justice and Behavior* 735-755 (2011)

World Health Organization, *Preventing Suicide: A Resource for Media Professionals, Update 2017* (World Health Organization, 2017). Available at <https://www.who.int/mental_health/suicide-prevention/resource_booklet_2017/en/>; <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/who_tebiki.html>（自殺総合対策推進センターによる日本語訳）

* 本研究は、2020年度関西大学研修員研修費及び同年度学術研究員研究費によって行いました。